

上場制度の整備等について

平成22年7月16日
株式会社 TOKYO AIM 取引所

I 趣旨

当取引所は、コーポレート・ガバナンスに関する諸般の議論を踏まえつつ、特定取引所金融商品市場にふさわしい上場制度の検討を行って参りました。その結果を踏まえて、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、既存株主の利益を侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために、第三者割当について、上場会社等の義務を規定します。

また、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社の第三者割当について、会社情報の適時開示事項の新設を行うとともに、非上場の親会社等に関する適時開示等の効率化を図ります。

さらに、特定証券情報及び発行者情報については、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正に伴い様式及び記載上の注意の改正を行うなど、所要の見直しを行い、合わせて、上場制度及びJ-Nomad制度について、所要の制度整備を行うこととします。

II 概要

項 目	内 容	備 考
1. 第三者割当への対応	・上場会社が第三者割当を行う場合には、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある行為を行ってはならない旨を規定します。	※株式、新株予約権、新株予約権付社債などを対象とします。
2. 適時開示制度の見直し (1) 適時開示事項の新設	・上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うことを求めます。 a 割当先の資金手当ての確認状況（その方法及び結果） b 発行価額の算定根拠及びその具体的な説明（当取引所が必要と認める場合は有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見書の添付等を含みます。） c (a) 第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手又は (b) 株主総会の決議などの株主の意思確認といった手続きを経る場合にはその内容（これらの手続きを経ない場合にはその理由） d その他第三者割当について投資判断上重要と認められる	※株主総会において有利発行の特別決議を経る場合や、株式の場合で発行価額が割当先に特に有利な金額でないことが明らかなきなどは、bの括弧内における意見書の添付等は不要とします。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理</p> <p>(3) 有報等の提出延長承認時の開示</p>	<p>事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合します。 ・上場会社(有価証券報告書の提出義務を負う会社に限り)は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示するものとします。 	<p>※非上場の親会社等に係る会社情報の開示は、親会社等による上場会社の少数株主との利益相反取引をけん制する趣旨で、非上場の親会社等を有する上場会社に対して求めてきたものですが、近年、非上場の親会社を含む上場会社の支配株主などを対象とする支配株主等に関する開示の充実が図られたことを踏まえ、両者を統合し、実務の効率化を図る趣旨で見直しを行うものです。</p>
<p>3. 特定証券情報の様式の整備</p> <p>(1) 内閣府令の改正に伴う様式の改訂</p> <p>(2) 参照方式の制度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正を踏まえて、特定証券情報及び発行者情報の様式及び記載上の注意について改正を行うものとします。 ・1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の3第3項の規定により、参照方式により開示を行うことができる旨及びその方法について規定します。 	<p>※具体的には、①「継続企業の前提に関する注記」に係る内閣府令の改正を踏まえて、半期報告書に相当する発行者情報において重要事象等に関連する記載を求めること、及び②第三者割当が行われる場合の開示事項を追加することなどを規定します。</p>
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場制度及びJ-Nomad制度について、その他所要の改正を行うものとします。 	

III 実施時期（予定）

- ・平成22年9月を目途に実施します。

以上